

4 援助を受けられる方 (次のいずれかに該当する方)

番号	項目	事情を明らかにする書類											
1	令和5年4月1日以降に生活保護が停止または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書											
2	所得(保護者及び同一世帯員の所得合計額)が基準以下の方	<p>必要ありません。</p> <p>ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得証明書が必要です。</p> <p>【令和6年3月2日から6月1日までの申請】 令和5年1月1日現在で豊橋市に 住民票がない方→令和5年度所得証明書</p> <p>【令和6年6月2日以降の申請】 令和6年1月1日現在で豊橋市に 住民票がない方→令和6年度所得証明書</p>											
	<p>(1) 援助を受けることができる基準は、所得(住民票に記載の世帯全員の所得合計額)が下記の金額以下です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。</p> <p>(2) 令和6年4月～6月認定(6月1日までの申請)は、令和4年所得を、令和6年7月認定(6月2日以降の申請)以降は、令和5年所得を適用します。</p> <p>(3) 毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況(適用年の所得等)によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。</p> <p>【所得基準額】→源泉徴収票における給与控除後の金額など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得額</td> <td>2,254,000円</td> <td>2,773,000円</td> <td>3,334,000円</td> <td>3,741,000円</td> <td>4,278,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7人以上は、6人家族の所得額に1人増すごとに47万円を加算した金額です。</p>		家族人数	2人	3人	4人	5人	6人	所得額	2,254,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円
家族人数	2人	3人	4人	5人	6人								
所得額	2,254,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円	4,278,000円								

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等(令和6年1月1日以降に失業したことが確認できる書類が必要)、その他経済的に困りの方は、別途ご相談ください。

【所得基準額を満たす世帯の計算例】3人家族の場合(家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数)

世帯構成員	父	母	児童	合計額	備考
給与収入額	4,000,000円	560,000円	0円	4,560,000円	※給与所得のみの家族を想定しており、例示と同収入額であったとしても家族等の状況により、 <u>非認定になる可能性</u> もあります。
給与所得控除額	1,240,000円	550,000円	0円	1,790,000円	
所得金額	2,760,000円	10,000円	0円	2,770,000円	

☆所得の計算方法については国税庁HPを参考にしています。

→<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

切り取り

※就学援助の申請を希望される方は、該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、当日の受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

- ・新学年：___年、学校：_____小・中学校、氏名：_____^{フリガナ}
- ・新学年：___年、学校：_____小・中学校、氏名：_____^{フリガナ}
- ・新学年：___年、学校：_____小・中学校、氏名：_____^{フリガナ}

*現在、受給していない新小学1年生についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか? _____人